

大空町町章デザインの選定作業等について

1. 応募作品について

1) 作品の整理、受付

受付けた作品は整理番号を付して整理します。応募資格未達成の作品、締め切り後に届いた作品についても分類しておきます。

2) 個人情報の取り扱い

作品（および趣旨）だけで選んでもらうため、作者の個人情報は原則として伏せておきます。第2次選定以降、同一作者の作品を確認するために、小委員会において一部公開する場合があります。

2. 選定方法・手順

1) 第一段階としてのふるい分け（スクリーニング）

膨大な作品からダイレクトに最終候補作品を選定することは、とても困難な作業です。第一段階としては、スクリーニングという粗い絞り込み作業から開始します。

消去法により除外となる作品

応募資格未達成の作品

現町村章をアレンジした作品

バリエーション（同一作品で色のみの変更や反転表示など）

公募デザインにありがちな作品（流行デザインや色使いの傾向など）

全 作 品

100作品程度

30作品以内

2) ディスカッションをする（討論）

この段階では、委員による多数決ではなく、最近制定された市町村章や、公募デザインの傾向、シンボルマークとしての機能などについてディスカッションしながら絞り込みを行います。その際、アドバイザーは必要となる資料を提示いたします。

なお、30作品以内に絞り込まれた作品の中から、更に委員の投票により6候補作品以内を選定します。

30作品以内

6候補作品以内

補作（ブラッシュアップ）について

公平な選定を行うために、原作による審査を原則としますが、6候補作品以内が絞り込まれた段階で、原作の趣旨を損なわない程度の補作を行い、作品の仕上がりの均一化を図る場合があります。

主な補作の内容

輪郭や外形の調整（シルエット）

色彩の調整（カラーリング）

最近の公募デザインの傾向を見ると、コンピュータを使用してデザインし、高解像度のカラープリンタで出力された作品が多く選定される傾向にあります。が、コンピュータやプリンタがなくても、デザイン性にすぐれた個性的な作品も含まれているはずで、作品のハンディをカバーする目的で補作を行う場合もあります。

3) 最終決定

小委員会で選定された6候補作品以内から、類似調査を経て合併協議会の委員による投票で、採用作品（1点）を最終決定します。

6 候補作品以内

採用作品 1 点

なお、6候補作品以内の作者に対して、著作権の譲渡、補作が加えられること、自作未発表であることなどを確認するための覚書を取り交わす場合があります。

3. デザイン管理マニュアルの作成

新しい町章は「シンボルマーク」となり、今後、さまざまな場面で使用されていきます。この場合、「どんな場面でも、同じ（良い＝プラス）イメージで伝達される」ことが重要になってきます。そのために、デザイン使用にあたってのルールブックともいえる「デザイン管理マニュアル」を作成します。

デザイン管理マニュアルの主な項目

カラー設定

再現規程

ロゴタイプ

最小表示、禁則事項など

応用展開例（アプリケーション）

4. その他

1) 作品の類似調査について

・前提として・・・

企業、公益法人、施設、店舗、イベント等々、さまざまに使用されているシンボルマーク、ロゴマーク等の「図形デザイン」の総数を把握したり、閲覧したりすることは事実上不可能と考えられます。また、こうしたデザインのすべてが商標として登録されているわけではありません。

・ただし・・・

市町村章については、2004年10月1日現在の地方公共団体リストを基にした画像データベースがあります。また、将来発足予定の市町村（合併

協議会)が制定している市町村章についても、ホームページ等で可能な限り情報をつかむようにしています。

なお、登録商標(サービスマーク)については、行政サービスと一部関わりがあり、地方公共団体や公益法人の出願実績の高い、国際分類41類について調査を行います。

2) 市町章に関するトラブルの実例

長崎県新上五島町(しんかみごとうちょう / 16.8.1 新設合併)

採用作品が1983年に開催された「日本文化デザイン会議」のマークに類似、応募作者は模倣ではないと否定したが、今後、著作権などのトラブルに考慮して、次点作品を繰り上げ採用した。

茨城県城里町(しろさとまち / 17.2.1 新設合併)

採用作品が、岐阜県白鳥町(合併により閉庁)の町章に酷似。作者が同じだったことから、本人に確認したところ、白鳥町章を再提出したことを認め、自ら入選を取り下げた。

兵庫県豊岡市(とよおかし / 17.4.1 新設合併)

採用作品の作者が「盗作したので辞退したい」と申し入れたため、次点作品を繰り上げ採用した。盗作したデザインは、沖縄県の医療法人のシンボルマークで、商標登録がされていないマークであったと思われる。